| | | |
|---|---|---|
| | P. ガラス又は陶磁器 | 51P |

(3)　IBC容器の欄に掲げる記号

（ｉ）　掲げられた記号に応じ、次の要件に適合する容器を示す。

| IBC01 |
|---|
| 31A、31B又は31N |

| IBC02 |
|---|
| 31A、31B、31N、31H1、31H2又は31HZ1 |
| 注　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。<br>B5　国連番号が1791、2014、2984及び3149の危険物に関して、IBC容器はベント機能を備えたものでなければならず、ガス抜き口は運送中最大充てん状況下においてIBC容器の蒸気空間に位置するものであること。<br>B8　純品はIBC容器で運送しないこと。<br>B15　国連番号が2031の危険物（硝酸の濃度が55%を超えるものに限る。）に関して、硬質プラスチック製IBC容器又は硬質プラスチック製内容器を使用するプラスチック製内容器付複合IBC容器を使用する場合、その容器は製造日から２年以内のものを使用すること。<br>B20　国連番号が1716、1717、1736、1737、1738、1742、1743、1755、1764、1768、1776、1778、1782、1789、1790、1796、1826、1830、1832、2031、2038、2308、2353、2513、2584、2796及び2817の危険物に関して、IBC容器は２つの閉鎖装置を備えたものであること。 |

| IBC03 |
|---|
| 31A、31B、31N、31H1、31H2、31HZ1、31HA2、31HB2、31HN2、31HD2又は31HH2 |
| 注　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。<br>B8　純品はIBC容器で運送しないこと。<br>B11　国連番号が2672の危険物（アンモニア溶液で濃度が25%を超えないものに限る。）は、31H1、31H2及び31HZ1に限ること。 |

| IBC04 |
|---|
| 11A、11B、11N、21A、21B又は21N |
| 注　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。<br>B1　容器等級Ⅰの危険物について、IBC容器は非開放型の貨物輸送ユニット又は当該IBC容器の上端を超える高さの堅固な側板を備えたコンテナ若しくは自動車に収納して運送されること。 |

| IBC05 |
|---|
| 11A、11B、11N、21A、21B、21N、11H1、11H2、21H1、21H2、11HZ1又は21HZ1 |
| 注　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。<br>B1　容器等級Ⅰの危険物について、IBC容器は非開放型の貨物輸送ユニット又は当該IBC容器の上端を超える高さの堅固な側板を備えたコンテナ若しくは自動車に収納して運送されること。<br>B2　固体危険物について、IBC容器（金属製又は硬質プラスチック製のものを除く。）は非開放型の貨物輸送ユニット又は当該IBC容器の上端を超える高さの堅固な側板を備えたコンテナ若しくは自動車に収納して運送されること。 |

| IBC06 |
|---|
| 11A、11B、11N、21A、21B、21N、11H1、11H2、21H1、21H2、11HZ1、11HZ2、21HZ1又は21HZ2 |
| 注　1　収納する危険物（容器等級Ⅰのものに限る。）が運送中に液体状になるおそれのある場合には収納してはならない。また、収納する危険物（容器等級Ⅰのものを除く。）が運送中に液体状になるおそれのある場合には、11HZ2及び21HZ2に収納してはならない。<br>2　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。<br>B1　容器等級Ⅰの危険物について、IBC容器は非開放型の貨物輸送ユニット又は当該IBC容器の上端を超える高さの堅固な側板を備えたコンテナ若しくは自動車に収納して運送されること。<br>B2　固体危険物について、IBC容器（金属製又は硬質プラスチック製のものを除く。）は非開放型の貨物輸送ユニット又は当該IBC容器の上端を超える高さの堅固な側板を備えたコンテナ若しくは自動車に収納して運送されること。<br>B12　国連番号が2907の危険物に関しては、第25条の5に規定する容器等級Ⅱの要件に適合するIBC容器を使用すること。同条に規定する容器等級Ⅰの危険物に係る要件に適合するIBC容器は使用してはならない。 |

| IBC07 |
|---|
| 11A、11B、11N、21A、21B、21N、11H1、11H2、21H1、21H2、11HZ1、11HZ2、21HZ1、21HZ2、11C、11D又は11F |
| 注　1　木製IBC容器の内張りは、粉末不漏性のものとしなければならない。<br>2　収納する危険物（容器等級Ⅰのものに限る。）が運送中に液体状になるおそれのある場合には収納してはならない。また、収納する危険物（容器等級Ⅰのものを除く。）が運送中に液体状になるおそれのある場合には、11HZ2、21HZ2、11C、11D及び11Fに収納してはならない。<br>3　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。<br>B1　容器等級Ⅰの危険物について、IBC容器は非開放型の貨物輸送ユニット又は当該IBC容器の上端を超える高さの堅固な側板を備えたコンテナ若しくは自動車に収納して運送されること。<br>B2　固体危険物について、IBC容器（金属製又は硬質プラスチック製のものを除く。）は非開放型の貨物輸送ユニット又は当該IBC容器の上端を超える高さの堅固な側板を備えたコンテナ若しくは自動車に収納して運送されること。 |

| IBC08 |
|---|
| 11A、11B、11N、21A、21B、21N、11H1、11H2、21H1、21H2、11HZ1、11HZ2、21HZ1、21HZ2、11G、11C、11D、11F、13H1、13H2、13H3、13H4、13H5、13L1、13L2、13L3、13L4、13M1又は13M2 |
| 注　1　収納する危険物（容器等級Ⅰのものに限る。）が運送中に液体状になるおそれのある場合には収納してはならない。また、収納する危険物（容器等級Ⅰのものを除く。）が運送中に液体状になるおそれのある場合には、11HZ2、21HZ2、11G、11C、11D、11F、13H1、13H2、13H3、13H4、13H5、13L1、13L2、13L3、13L4、13M1及び13M2に収納してはならない。<br>2　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。<br>B2　容器等級Ⅱの危険物及び国連番号が1374、2590及び2823の危険物に関して、IBC容器は非開放型の貨物輸送ユニット又は当該容器の上端を超える高さの堅固な側板を備えたコンテナ若しくは自動車に収納して運送されること。<br>B3　フレキシブルIBC容器は、粉末不漏性かつ水密性のもの又は粉末不漏性かつ防水性の内張り付きのものであること。<br>B4　フレキシブルIBC容器、ファイバ板製IBC容器又は木製IBC容器は、粉末不漏性かつ防水性のもの又は粉末不漏性かつ防水性の内張り付きのものであること。<br>B6　国連番号が1327、1363、1364、1365、1386、1408、1841、1856、2211、2217、2793及び3314の危険物に関しては、容器検査を必要としない。 |